金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集要項

1. 目的

金沢港では、近年増加しているクルーズ船の寄港に対応するため、「金沢港クルーズターミナル」 (以下「ターミナル」という。)の整備を2019年度中の完成を目指し進めている。

本要項は、ターミナル内の飲食施設の運営を行う事業者(以下「出店事業者」という。)を公募型 プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2. 業務内容

ターミナル内におけるレストラン又はカフェの運営。

※詳細は「金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集仕様書」を確認すること。

3. 応募資格

次の条件を全て満たす事業者に限り、応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しないものであること。
 - ①石川県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)である者。
 - ②役員等(法人の場合は、その役員並びにその支店及び事務所の代表者、その他の団体の場合は、 代表者及び役員を言う。以下同じ。)が条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団 員」という。)である者。
 - ③暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当する者。
 - ア 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - イ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的 又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - エ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - ④その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者。
- (6) レストラン又はカフェ等の経営経験が3年以上あること。
- (7) 営業に必要な資格保持者を従事させることができること。
- (8) 平成28年1月以降、経営する店舗において食品衛生法による行政処分を受けていないこと。
- (9) 経営基盤が安定しており、許可期間中にわたり出店が可能であること。
- ※出店以後、上記の要件に違反することとなった場合には、許可を解除することができるものとする。

4. スケジュール

日程	項目	備考
平成 31 年 2 月 28 日 (木)	募集要項等の配布開始	ホームページによる配付
3月 6日 (水)	概要説明会	
3月15日(金)	質問書提出期限	
4月10日(水)	申請書類提出期限	
4月中旬	一次審査(書類審査)	
4月下旬	二次審査(面接審査)	日程は別途連絡
5 月頃	選定結果の通知	
2020 年春	営業開始	

5. 応募手続き等

- (1) 募集要項及び仕様書、申請様式の配布
 - ①配布期間 平成31年2月28日(木)10時から4月10日(水)16時まで
 - ②配布資料 ・金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集要項(本書)
 - ・金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者募集仕様書
 - ・各申請様式(様式1~8)
 - ③配布方法 以下のサイトよりダウンロードすること。

URL: http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kigyo/kowan/insyoku/310228.html

(2) 概要説明会の開催

募集に際し、下記のとおり概要説明会を開催する。

- ・日 時 平成31年3月 6日(水) 13時30分から
- ・場 所 金沢みなと会館 2階 第2会議室

参加を希望する場合は説明会参加申込書(様式1)を提出すること。

- ①提出期限 平成31年3月 4日(月) 16時まで
- ②提出方法 電子メールにて送信すること。
- ③提出先下記「11.問い合わせ先」に同じ。

(3) 質問書の提出

募集内容に質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- ①提出期限 平成31年3月15日(金) 16時まで
- ②提出書類 質問書(様式2)
- ③提出方法 電子メールにて送信すること。 (口頭によるものは一切対応しない)
- ④提出先 下記「11.問い合わせ先」に同じ。
- ⑤回答方法 質問書を提出した全ての者に対し、3月22日(金)までにメールで回答。 また、商工労働部産業立地課港湾活用推進室のホームページにも回答を掲載する。 なお、本公募とは関係のない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害するお それのある質問等には回答しない。

(4) 申請書類の提出

申請にあたっては以下の書類を提出すること。

	提出書類	内容	
1	参加申込書	様式3	
2	会社概要	様式4及び会社案内パンフレット等	
3	決算状況がわかるもの	【法人等】貸借対照表と損益計算書	
	(平成 27~29 年分)	※会社概要(様式4)に記入の年間売上高と対応するもの	
		【個人】所得税確定申告書の写し等	
4	商業登記簿謄本	【個人】住民票又は外国人登録済み証明書	
	(最近3カ月以内)		
5	定款、寄付行為等		
6	納税証明書(最近3か年分)	国税及び地方税の納税証明書	
7	飲食店営業許可の写し		
8	食品衛生責任者を証明する	田坦書だ (子字) 老のよの	
	ものの写し	現場責任(予定)者のもの	
9	企画提案書	様式5-1~5-4	
		下記の内容について提案すること	
		(1)運営計画	
		(2)収支計画	
		(3)提供メニュー、料金	
		(4)店舗コンセプト	
		※厨房及び客席レイアウトの平面図と、	
		店舗内部の意匠がわかるパース図を添付すること	
		(5)利用者対応・サービス	
		(6)人材育成、従業員教育	
		(7)衛生管理方法 (清掃、ごみ処理含む)	
		(8)その他独自の提案やアピール	
10	施設使用料率提案書	様式6	
11	誓約書	様式7	

- ①提出期限 平成31年4月10日(水) 16時まで
- ②提出書類 上記の書類について、正本1部、副本10部を提出すること。
- ③書類作成上の注意
 - ・原則A4縦、横書きとする。
 - ・証明書等でA4より小さいものは、A4の用紙に貼付すること。
 - ・平面図及びパース等については、A3を可とするが、この場合A4になるよう折り込むこと。
 - ・分かりやすく簡潔に記載すること。
 - ・メニュー、パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限とすること。
 - ・上記1を一番上にし、1~11の順に重ねて提出すること。
 - ・書類提出後の追加及び変更は原則として認めない。

④提出方法 持参又は郵送のこと。

※持参の場合は、土日祝日は受け付けない。 郵送の場合は、提出期限までに到着するよう送付すること。

⑤提出先 下記「11. 問い合わせ先」に同じ。

6. 応募の取り下げ

参加申込書の提出後、応募を辞退することとなった場合には、応募辞退届(様式8)を記入のうえ、港湾活用推進室まで持参すること。

7. 審査基準及び方法

「金沢港クルーズターミナル飲食施設出店者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において、 審査及び選定を行う。

(1) 第一次審査:書類審査

提出された書類の内容により、下記の審査基準に基づいて審査する。なお、提出書類に虚偽の申告がなされた場合には審査対象外とする。

項目	審査内容	審査のポイント
1	事業実績	・レストラン又はカフェの運営実績
2	収支計画及び経営状況	・財務、経営状況が安定しているか
		・売り上げや経費等の見込みが適切であるか
3	運営に対する意欲、	・運営に対する意欲があり、考え方は明確か
	実施体制	・運営可能な実施体制がとられているか
4	事業計画内容	・充実した飲食メニューであるか
		・地元食材の利用や季節ごとのメニューの提供など、
		メニューや商品にオリジナリティはあるか
		・料金設定は的確であるか
		・利用者の利便性を考えたレイアウトになっているか
		・バリアフリーに対応しているか
		・来館者が利用しやすいサービスが提供されるか
		・クレーム対応などの体制は整っているか
		・衛生管理は的確であるか
5	その他	・営業の工夫や取組、提案など

(2) 第二次審査:第一次審査合格者に対する面接審査等

第一次審査合格者について、企画内容のプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

- ①審 査 日 平成31年4月下旬 ※具体的な日時及び場所は、第一次審査合格者に後日連絡する。
- ②その他 当日会場には、パソコン、スクリーン、プロジェクター及びケーブルを県で準備する。使用できるソフトはパワーポイントのみとする。

8. 選考結果の通知

選考結果通知については、本プロポーザルに参加した全ての者に対して通知する。

なお、審査内容及び各提案者の提案内容等については、非公表とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

9. 内定の取り消し

出店事業者が次のいずれかに該当することとなった場合、県は内定の取り消しを行うことができるものとする。なお、内定の取り消しにより損害が生じたとしても、県はその責めを一切負わない。また、内定の取り消し又は内定者の辞退等があった場合には、次点者から順次繰り上がるものとする。

- (1) 出店事業者が本公募要項の条項に違反したとき。
- (2) 正当な理由がなく、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (3) 出店事業者が破産の宣告又は銀行の取引停止を受けたとき。
- (4) 内定から使用許可手続きまでの間に、内定事業者について資金事情の変化等により企画提案した出店事業の運営の履行が確実でないと県が判断した時。
- (5) 著しく社会的信用を損なう行為等により、出店事業者が業務を行うことが不適当であると認められる事情が発生したとき。

10. その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出、審査会への参加等に要する費用は、全て申請者の負担とする。
- (2) 書類等の作成に用いる言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量 法に定める単位に限る。
- (3) 提出された書類は一切返却しない。
- (4) 書類の提出後は、内容の変更、再提出及び差し替えは一切認めない。
- (5) 各提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案者の提案は無効とする。
- (6) 各提出書類に記載された個人情報は、本要項による審査のみに使用し、無断でそれ以外に使用することはない。
- (7) 各提出書類は本プロポーザルを実施するための手続き及びこれに係る事務処理等において必要がある場合は、各種提出書類の全部又は一部を複製できるものとする。
- (8) 各提出書類は本プロポーザルを実施する以外に無断で使用しない。なお、提案書の内容等を公開する場合は、事前に提案者の同意を得るものとする。

11. 問い合わせ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎12階)

石川県 商工労働部産業立地課 港湾活用推進室 企画グループ

電 話: 076-225-1516 FAX: 076-225-1518

E-Mail: e190100@pref.ishikawa.lg.jp (添付ファイルは最大5Mまで受信可能)

※電話及び口頭による質問は一切受け付けない。